第1回 インターナショナルジョブフェア東京 2021

■会期:2021年11月5日(金)・6日(土) ■会場:東京都立産業貿易センター浜松町館

出展申込書

送付先

〒107-0062 東京都港区南青山3-1-31 NBF南青山ビル2F

株式会社イノベント TEL:03-6812-9422 E-mail: e-inter@innovent.co.jp

太枠内をご記入く		1~9 は必須項	頁目です。				申込日	年	月	日
2	フリガナ						3	(F		
会 社 名								``	は責任者印	
4	部署					氏	フリガナ			
	役 職					名				
* # *	所在地	₸								
責任者	TEL				FA	Х				
	E-mail									
5	会社名									
	所在地	T								
	部署					氏	フリガナ			
展示会担当者	役 職					名				
口 上記と同じ	TEL				FA	Х				
	E-mail									
6	会社名									
	所在地	Ŧ								
請求書送付先	部署					氏	フリガナ			
□ 責任者へ	役職					名	***************************************			
□展示会	TEL				F A					
担当者へ	E-mail									
7 出展契約条項		┐ ╙╛ ╾┼╴			屋 切 	. TE 1	についてで表の!	- 中322±		
必ず☑を入れてください					女大小					
8 出展プラン・	= ¥800, (プランA)00 → 30%割引	プラ: ====================================	ンB = →約33%割引	¥97		プランC)00 → 約42%割引		ランD 00= → 5	50%割引
いずれかに 必ず☑を入れてください		000 (会員料金		00(会員料金)), 000 (会員料金)		000(会員	
		プション申込ホ	欄 ご希望の項	負目がございま	したら	. ₽	ろしてください。			
小間追加 ¥3	800 000/小問		出展社専用ページよ 小式HPバ	「りお甲込みいた7 「ナー広告(税別)		6 PJ F		シテーション	, (税別)	
□小間			□ ¥100,000				出展社プレゼンテーション(税別) 以 ¥100,000			
会場案内図広告(税別)			カタログ設置(税別)			_	ポスター展示(税別)			
□ ¥50,000			□ ¥30,000				□ ¥30,000			
9 合計金額 本用紙受			里後、出展契約の解約、面積の縮小はキャンセル料が発生いたします。				取り消し、解約の意思表示期間 キ			セル料
出展契約			の解約、出展面積の縮小に伴うキャンセル料は右記の通りとなります。 里後、請求書を発行させていただきます。請求書に記載されている支払				~2021年7月2日(金)		出展料金	
V /## Dil\			に指定振り込み先へお振込いが			. 144	2021年7月3日(出展料金	
(井)イノベン	, ト記 入場		お振込日	受付日 一	台 攀扣		松 印	登 辑去	由以马	付釆早

第1回 インターナショナルジョブフェア東京 2021

2021年11月5日(金)・6日(土)で開催する第1回 インターナショナルジョブフェア東京 2021(以下、「本展示会」という)に際し、株式会社イノベント(以下、「甲」という)と本展示会出展申込者(以下 「乙」という)は、出展にあたり、以下の契約条項を遵守し、契約を締結する

第1条(出展申込・契約)

- (1) 本出展契約は、本出展申込書を甲が承認した時点をもって成立します。
- (2) 甲は、乙からの本出展申込書受領後、乙に対し出展料金の請求書を発送します。乙は、甲が請求する出展料金を甲が指定する期日までに甲に銀行振込の方法により支払わなければなりません。

第2条(契約期間)

本出展契約の契約期間は、前条第1項に定める成立の時から、本展示会終了後乙の甲に対する全て の金銭の支払い義務の履行が完了するまでとします。 第3条(出展スペースの使用期間)

- 第3条(出展スペースの使用期間)
 (1) 本展示会における乙の出展規模及び出展場所(以下「出展スペース」という。) については、甲が行う小間割り当てによって決定し、甲はこれを乙に対して通知します。乙は、かかる甲の決定に対し、異議・変更等の申し出を行うことはできません。
 (2) 乙による出展スペースの使用期間は、2021年11月4日(木)から2021年11月6日(土)までとします。ただし、別途「出展社マニュアル」にて通知する時間帯に限られるものとします。
 第4条(乙による本出展契約の解約と変更)

- (1) 乙は、甲にその旨書面で申し出て、甲の承諾を得た場合に限り、本出展契約を解約または変更する(出展面積の縮小を含む。)ことができます。この場合、甲は理由の如何を問わず、既納の出展料金およびその他各種料金を返還しません。
- (2) 前項に従い乙が本出展契約の解約または出展面積の減少をしようとする場合、乙は、事前に下記に定めるキャンセル料を用に支払わたければかりません。

V-)	ことののイヤンとが行る中に又1417なりればなりよとん。							
	申出期間	キャンセル料						
	~2021年7月2日(金)	出展料金の50%						
	2021年7月3日(土)以降	出展料金の100%						

(3) 本条第1項により、乙が本出展契約を展示会開催初日の2ヶ月以内の日に解約または変更した場 合、甲が必要でないと認めない限り、乙は、自己の出展スペースに甲が別途「展示会活用マニ-アル」によって定める基礎装飾を行い、本展示会の会期中、人員を1名以上配置しなければなり

第5条 (甲による本出展契約の解約と変更)

・条(甲による本出展契約の解約と変更)

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知催告を要せず、書面による通知により、本出展契約を解約・変更することができます。また、その際の判断基準や根拠などは公表しません。なお、甲は、理由の如何を問わず、既納の出展料金およびその他各種料金は返還しません。また、甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。本展示会の会期中、本出展契約が解約された場合、乙は直ちに一切の出展行為を中止し、甲の指示に従い、第14条第1項に従い自らの費用をもって出展スペースを原状に回復し、甲に返還しなければなりません。① 乙が公の秩序または善良な風俗を乱ず恐れがある場合
② 乙が公の秩序または善良な風俗を乱ず恐れがある場合

- ③ 乙が他の出展社に不都合を生じさせる恐れがある場合 ④ 乙が本展示会において使用する建物または設備に損害を与える恐れがある場合

- ⑤ 本出展申込書に虚偽の記載がある場合
 ⑥ 本出展申込書に虚偽の記載がある場合
 ⑥ 本出展申込書の記載事項に変更が生じ、当該変更について甲の承諾を得られない場合
 ⑦ 乙が、本展示会展示会場において知的財産権を侵害する展示物(模倣品)を展示し、または本展示会に関するか否かにかかわらず知的財産権を侵害する物品の輸入・販売等の実施をし たもしくはしていた場合 ⑧ 乙が第16条第1項または第2項各号に掲げる事項について違反したまたは違反していた場合
- ③ 乙が、本契約条項、出展要項、もしくはその他甲が別途定める規定に反した場合、または甲の指示に従わない場合⑩ 第1条第2項に基づき甲が指定する期日までに、乙に用所定の金融機関への出展料金の振り込
- みが確認されない場合
- ⑪ 食品の管理・衛生に関し、関連法令の基準等を満たさないか、または関連法令に従わないと認められる場合
- 総められる場合 ② 乙に、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに 類似する法的倒産手続き開始の申立てがなされたとき、支払いの停止もしくは銀行取引停止 処分がなされたとき、または、乙の重要な資産につき滞納処分による差押さえ、仮差押え、 保全処分、差押え、競売手続の開始その他の強制執行手続きもしくは担保権実行手続が開始
- されたとき
 乙の共同出展社が前各号のいずれかに該当する場合
- ④ その他本出展契約を存続させるまたは乙が本展示会に出展することにつき、本展示会の管理、運営上支障がある場合

第6条 (本展示会の会期変更及び中止)

- (1) 甲は、天災、地震その他不可抗力等甲の責めに帰さない事由によって、本展示会の会期を変更しまたは開催を中止することがあります。
 (2) 前項により会期が変更された場合乙はかかる変更を理由として、本出展契約を解約・変更するこ
- (4) 助現により云所が及更された場合とはかかる変更を推出として、本田展契約を解約・変更するととはできません。また、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。(3) 第1項により開催が中止された場合、甲は、何等の催告なく、本出展契約を解約することができます。甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。なお、甲が第1文に従い解約した場合、既納の出展料及びその他各種料金の内、既発生の費用を控除した残額につ ては返還1.ます.

第7条(乙の個人情報の取り扱い)

- (1) 甲は、乙の個人情報を、本展示会の開催にあたって必要な情報のやり取りのために使用できるものとします。
- のとします。
 (2) 甲は、本展示会及び甲が開催する他展示会の広告宣伝のための電子メールおよびその他の広告宣伝物を、乙に対し、送信することができるものとします。
 (3) 乙は、甲が必要と認めた場合、指定する協力会社及び本展示会の取材・特集企画を行う業界紙誌に、甲が、乙の個人情報を提供することに同意するものとします。

第8条 (甲の管理と免責)

- 甲は、本展示会の会期および搬入期間中、善良なる管理者の注意をもって、本展示会の円滑な運 営に努めます。甲が、乙に対し、本展示会に関し、搬入出・展示および実演等の中止・制限その 他必要な措置を求める通知をした場合、乙は、自らの費用で当該必要な措置を即時に取らなけれ ばなりません。
- はなりません。 甲は、乙が甲の前項の通知に従わない場合、自らの判断により必要な措置をとることができます。この場合、当該措置に係る費用はすべて乙の負担とし、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。
- (3) 甲は、天災、地震その他不可抗力等甲の責めに帰さない事由によって生じた、乙の損害について の責任は一切負いません。
- (4) 甲は、甲が制作した展示会招待券・展示会ホームページ・展示会場案内図、その他のプロモーシ ョン用資料等の中に偶発的に生じた誤字・脱字等に対しての責任は一切負いません。

第9条(乙の管理)

- -/ その旨書面で申し出て、甲の承諾を得た場合に限り、本出展契約を解約または変更す (1) 乙は、中にての音画的で中して、千のか品で得た場合に限り、平山成実利を序列または多変とする(出展面積の縮小を含む。)ことができます。この場合、甲は理由の如何を問わず、既納の出展料金およびその他各種料金を返還しません。本展示会の会朋及び搬入出期間中、自らの責任と費用により出展物・装飾物等を管理し、搬入出・展示及び実演等に際し、甲が別途定める「出展社マニュアル」に基づき最善の注意を払い、展示会の円滑を運営に努めなければなりません。甲は、乙の出展物・装飾物等に関する盗難等について責任は一切負いません。
 (2) 乙は、自らおよびその代理人等の不注意等によって甲および第三者に生じる損害等についての一切の表せならわなければなりません。
- 切の責任を負わなければなりません。

第10条 (出展物) (1) 乙は、甲が「出展社募集のご案内」で定める<出展物>に記載されたもので、事前に甲の承諾を 受けたもののみを展示することができます。

- (2) 甲は、乙が前項に違反するものを出展した場合、乙に対し、その出展物の即時撤去を求める通知をすることができます。通知を受けた乙は、当該出展物を即時撤去しなければなりません。この
- 場合にかかる費用は乙の負担となります。

 (3) 前項の場合において、甲は、乙が公の通知に従わない場合、自らの判断により当該出展物の撤去をすることができる他、甲が適当と考える措置をとることができます。この場合にかかる費用は乙の負担とします。乙は、これについての一切の請求・異議申立て等はできません。また、甲 これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。

第11条(設備使用等に伴う支払義務)

1本 (XXMI)(XTA) (XXMXが) 乙は、本展示会への出展に伴い、甲が提供する設備やサービスを必要とする場合には、甲に対 し、甲が別途定める「出展社マニュアル」により申込み、所定の料金を所定の期日までに支払わ なければなりません。

第12条(装飾施工)

- (1) 乙の出展スペース内の装飾施工は、乙が自らの責任と費用において行わなければなりません。そ の装飾施工については、乙は、甲が別途「出展社マニュアル」に定める装飾規定を順守しなけれ ばなりません。
- (2) 甲は、乙が前項に違反するものを出展した場合、乙に対し、その出展物の即時撤去を求める通知 Tia、 乙の前項に連及するコウェ山版とごか同じ、これの近代の山内版となるので、 をすることができます。通知を受けた乙は、当該出展物を即時撤去しなければなりません。 場合にかかる費用は乙の負担となります。乙が前項に違反する装飾施工をした場合、乙に対
- 場のにかがって別ればというほとなります。こか的別に達なする表知が出てせた。場合、ことがした。 その装飾等の即時改修を求める通知をすることができます。通知を受けた乙は、当該装飾物を即 時改修しなければなりません。この場合にかかる費用は乙の負担となります。 (3) 前項の場合において、甲は、乙が公の通知に従わない場合、自らの判断により当該装飾物の改修 をすることができる他、甲が適当と考える措置をとることができます。この場合にかかる費用は この負担となります。また、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いませ この負担となります。また、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いませ

- 第13条 (立入点検) (1) 甲または甲の代理人は、本展示会の会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある 場合、あらかじめ乙に通知したうえで、出展スペース内に立ち入り、これを点検し適当な措置を とることができます。ただし、緊急の場合等甲があらかじめ乙に通知することができない場合 は、事後の報告でも足りることとします。 (2) 前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければなりません。

第14条(原状回復)

- (1) 乙は本展示会の会期終了後、ただちに、自らの費用をもって、出展スペース内の出展物、装飾物その他一切の物件を撤去の上、別途「出展社マニュアル」に定める時間までに出展スペースを原状に回復し、甲に返還(以下これらの行為をあわせて「原状回復」という。)しなければなりま
- (2) 乙が前項の原状回復をしなかったときは、甲は、出展スペース内の出展物、装飾物その他-物件の所有権を乙が放棄したものとみなして、これを任意に必分して、原状回復をすることができます。この場合にかかる費用は乙の負担となります。これについて、乙は、甲に対して、一切の請求、異議の申し立て等はできません。
- (3) 本展示会終了と同時に乙が第1項による出展スペースの原状回復をしないときは、乙は甲が別に 定める損害金を支払わなければなりません。

第15条 (禁止事項)

- 3 米 (森山寺場) 乙は次の行為をすることができません。万一、乙がかかる行為をした場合、甲は乙に対し展示の 中止、装飾の撤去を行います。甲は、これにより生じる費用を乙に請求することができます。 ① 出展スペースの全部または一部を、有償・無償を問わず、第三者に担保として供し、譲渡し もしくは貸与しまたは出展社相互間で交換すること ② 本展示会の会場の建物および敷地内において、乙が出展スペース以外で、出展物の展示や装
- ② 本族が云め云物の建物やおいながら、山族物の族がや表 飾施工もしくはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、甲が事前に承諾した場所 については、この限りではありません。③ 他の出展社、来場者および甲に迷惑となる行為を行うこと。
- ④ 出展スペースを含む本展示会の会場の建物・設備もしくは敷地に損害を及ぼすおそれのある 行為を行うこと。
- ⑤ 本展示会の会場にて知的財産権を侵害する展示物(模倣品)の展示・販売を行うこと
- ⑥ 食品の管理・衛生に関し、関連法令の基準等を満たさないか、または関連法令に従わないと 認められること。
- の 第16条第1項および第2項各号に掲げる事項について違反する恐れが生じる行為をすること。 ⑧ 第5条1項各号に該当する恐れを生じさせる行為をすること
- ⑨ 本契約条項、出展要項及びその他甲が別途定める規定において禁止された行為を行うこと

第16条(遵守事項等)

- ○米(曜寸争収等) こは、本展示会の来場者その他第三者との間で生じたトラブルの一切について、自らの責任と負担において解決しなければならず、甲に対して損害を一切及ぼさないために必要とされるすべての措置を行わなければならないものとします。 こは、甲に対して、次の各号の事項を保証し、確約します。かかる事項について違反した場合又
- は違反していることが発覚した場合、乙は、甲に生じた損害の一切を甲に対して賠償しなければ なりません。
 - はりません。 ① 乙が、本展示会における出展社として、(i)展示品等の搬入出、出展および実演等、来場者その他第三者との間の取引等、ならびにこれらの準備等の行為をするために必要な権利をすべて有していること、(ii)当該行為により来場者を含むいかなる第三者の権利も侵害しないこと。ならびに(iii)当該行為が宅地建物取引業法、特定商取引法、その他の法令等に違反しない
 - ② 乙もしくは乙の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役員またはこれらに準ずるものをいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、集団的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、事業内容が明確でない団体、もしくはこれらに準ずる者もしくは団体、またはそれらの構成員もしくは関係者(以下総称して「反社会的勢力等」という)ではないこと。
- ③ 乙が反社会的勢力等に乙の名義を利用させ、本出展契約を締結するものでないこと、 第17条 (規定の順守)

乙は、本契約条項、出展要項およびその他甲が別途定める規定を順守しなければなりません。また、甲は、甲が必要と認める場合には、諸規定を変更することがあります。この場合、乙は変更 後の新規定を順守しなければなりません。

第18条(遅延損害金)

- 第18条(建姓損香金)

 甲及び乙は、本契約条項に別途定める場合を除き、本契約条項の債務の履行を遅延した場合には、当該債務を履行すべき日(同日を含む。)から当該履行を遅延した債務(以下、本上において「履行遅延債務」という。)のすべてを履行した日(同日を含む。)までの期間につき、履行遅延債務の金額に、年率14%の割合を乗じて算出した遅延損害金を、直ちに、相手方に支払う ものとします。 (2) 前項の遅延損害金の算出方法は、両端および1年を365日とした日割り計算とし、除算は最後に
- 行い、1円未満は切り捨てるものとします。 第19条 (管轄裁判所)

3米 (国特級+7加) 甲およびこは、本出展申込書または本出展契約から生ずる紛争について訴訟を行う場合は、東京 地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第20条(準拠法)

本出展申込書および本出展契約は、日本法を準拠法とし、かつこれに従って解釈されるものとし ます。 第**21条** (その他)

本契約条項に定めのない事項については、甲が別途定める「出展社マニュアル」等の規定による ものとします。その他の定めのない事項については、甲の判断によるものとします。